

住民環境課からのお知らせ

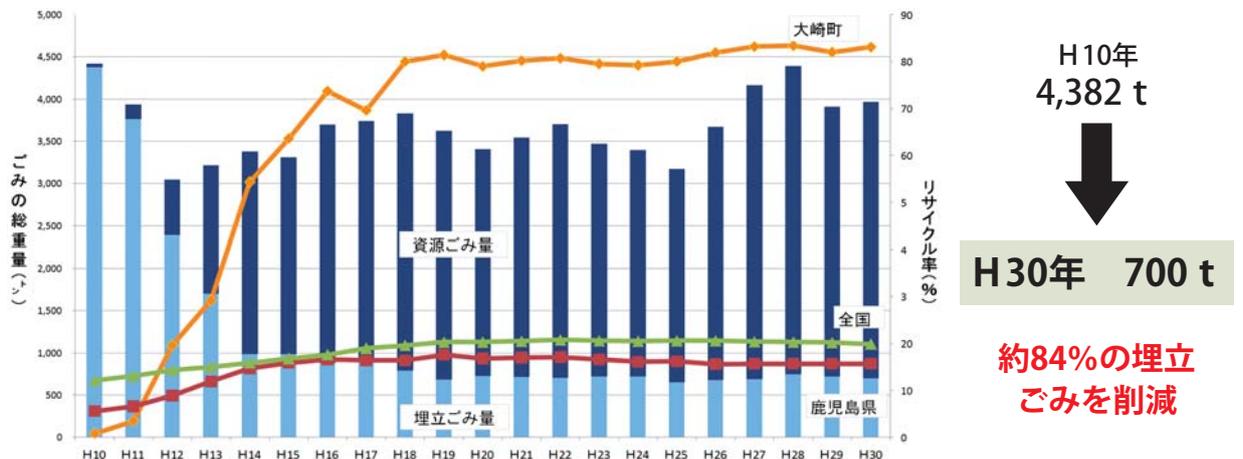
問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

■住民の皆さまに感謝です！資源リサイクル率が前年度を上回りました

環境省が実施する「一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度）」において、本町の資源リサイクル率は83.1%で前年度を1.1%上回り、全国2位となりました。リサイクル率連続日本一の記録は12年で止まりましたが、『混ぜればごみ、分ければ資源』の考えのもと、町民の皆様がごみ分別に協力いただいているこの取組みは、リサイクル率日本一を達成することが目的ではなく、リサイクルできないごみが最後に行き着く**最終埋立処分場の延命化**が目的です。

住民の皆様の取組みの結果、平成2年から平成16年で満杯になる予定で整備された最終埋立処分場は、令和2年現在においても利用することができ、さらには、ごみ分別を継続することで40年から50年利用できる見込みとなっています。

今後も、ごみを適切に再資源化し、埋め立てられるごみをできるだけ減らしましょう。



H10年 4,382 t
↓
H30年 700 t

約84%の埋立
ごみを削減

■ごみ出しサポート等事業のお知らせ

町では、ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の方などを対象にサポートを行っています。

【対象者】

親族、近隣の方などの協力を得ることが難しく、家庭ごみを収集所に持っていくことが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者のみの世帯で、以下の項目のいずれかに該当する方

- 1 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けた方
- 3 療育手帳の交付を受けた方
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

【収集するごみの種類・分別方法】

大崎町のごみ出しルールと同じく、資源ごみ、生ごみ、一般ごみに分別して出させていただきます。（粗大ごみは、別途リサイクルセンターへの申込みになります。）

【収集方法は】

町が定めた曜日に玄関先等に出していただいた家庭ごみを、収集に伺います。

【申請手続き】

まずはお電話にてご相談ください。役場住民環境課環境対策係に備え付けの申請書によりお申込みください。役場までお越しになれない方は、代理人でも可能です。（ヘルパー等）

【可否決定】

申請受付後、職員がご自宅に訪問してご本人の状況を調査し、利用の可否を決定します。